

令和2年4月 韮崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年4月24日(金) 14:30~15:30

2. 開催場所 韮崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(17名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	1番	瀧田 正充
2番	中村 正三	2番	渡邊 昭夫
3番	相山 泰(欠席)	3番	近藤 友文
4番	小澤 豊(欠席)	4番	横森 一郎
5番	岩村 栄比古	5番	欠瀬 勝男
6番	小川 龍馬	6番	山岸 健司
7番	神谷 昇次	7番	嶋津 榮男
8番	守屋 勝弥	8番	佐藤 安茂
9番	矢巻 文司	9番	田邊 幸男
10番	笹本 武光	10番	根岸 喜長
11番	藤巻 正朝	11番	山本 幸治
12番	功刀 福幸	12番	清水 寛文
13番	小野 弘文	13番	漆原 富士夫(欠席)
14番	久保田 一弘	14番	上野 和雄
15番	矢崎 貢太郎		
16番	矢崎 清香		
17番	齊藤 一成		
18番	横内 金弥		
19番	新奥 長生		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	9件
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：早川 洋・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和2年4月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議長>

本日、出席委員は農業委員19名中17名で、定足数に達しております。

次に、韮崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、13番小野委員、14番久保田委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の早川氏と越石氏を指名いたします。

なお、韮崎市農業委員会会議規則第12条第2項により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第12条第3項に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	7件	6,507 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件	695 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件	4,737 m ²
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について	9件	28,001.98 m ²
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	1件	8,729 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件	6,264 m ²
合計		26件	54,933.98 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、4月7日、山梨県農業会議常設常任議員会議に柳本会長が出席いたしました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが5件、営農型太陽光発電施設の設置を目的とした地上権の設定に関するものが2件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人自身の要望により、経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのため、小作地の譲渡による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人自身の要望により、経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人自身の要望により、経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人自身の要望により、経営拡張のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<藤巻委員>

申請番号7番において、所有権移転後、営農型太陽光発電施設を設置し、ゆずを栽培するとのことですが、太陽光発電施設の下でゆずが栽培できる高さを設けることができるのですか？

<事務局>

営農型太陽光発電施設は地上から2mの高さに設置を計画しており、ゆずの木自体が高くなならないように育てる計画であると伺っております。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集3ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は富士見二丁目、居宅隣接地に月極駐車場用地のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は富士見三丁目、月極駐車場用地のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番及び2番：柳本会長

(会長より現地調査に基づく説明)

<議長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<横内委員>

申請番号2番については向かい側の土地も含めてすでに駐車場として使用しているようですが、どのようになっているのでしょうか？

<事務局>

当該農地を相続した際に地目変更していないことが判明したため、始末書を添付したうえ、今回申請することとなりました。

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番・2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、6件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町南下條山影、音楽教室及び駐車場の設置のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町三ツ石、駐車場設置のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町稲倉、営農型太陽光発電設備設置のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町北宮地妻神、営農型太陽光発電設備設置のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町若尾東田、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町若尾東田、一般個人住宅建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：欠瀬委員

申請番号2番：嶋津委員

申請番号3番：守屋委員

申請番号4番：根岸委員

申請番号 5 番：矢崎貢太郎委員
申請番号 6 番：矢崎貢太郎委員
(各委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号、1 番から 6 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第 3 号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見を進達いたします。

次に、議案第 4 号「経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の 7 ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については 9 件となっております。

申請番号 1 番 (土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：5 年、再設定です。

申請番号 2 番 (土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：5 年、再設定です。

申請番号 3 番 (土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：水稲、期間：1 年、再設定です。

申請番号 4 番 (土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：梅、期間：10 年、新規設定です。

申請番号 5 番 (土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10 年、新規設定です。

申請番号 6 番 (土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：ぶどう、期間：20 年、新規設定です。

申請番号 7 番 (土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用賃貸借権、作物：野菜、期間：3 年、再設定です。

申請番号 8 番 (土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：1

0年、新規設定です。

申請番号9番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

全員賛成ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

<議 長>

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号について説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」1件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」1件、議案集は14ページからです。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は円野町上円井上古河原他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上祖母石川久保他、合意解約の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に戻します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局>

次回農業委員会についてですが、5月25日(月)午後1時30分からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

<事務局長>

功刀会長職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<功刀会長職務代理>

(あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和2年4月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：早川 洋

○書記：越石 早織